平成２７年（フ）第６３３号
埼玉県富士見市上沢１丁目13番50号
債務者　鈴木　邦昭
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３４号
埼玉県富士見市上沢１丁目13番50号
債務者　鈴木惠美子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２８２号
京都市右京区西京極芝ノ下町10番地１
債務者　土田　一已
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今堀　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
北海道帯広市西20条南５丁目２番６号　シティーパーク希望
債務者　広島　雄太
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木野村英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字山島59番地１
藤和シティコープ一宮石刀603号
債務者　野村　政夫
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　英生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０３号
埼玉県入間市東藤沢１丁目16番８号　112
債務者　平賀　敏幸
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０１号
京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町17番地25　コスモプラザ小松303号、前住所東京都目黒区上目黒４丁目30番３号　ユースフル祐天寺315
債務者　畑　　幹雄
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　由希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
岐阜市長森本町２丁目13番15号
債務者　**廣**瀬　祐子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　善明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５７号
岐阜市矢島町１丁目３番地１、前住所京都府八幡市上津屋石ノ塔37番地
債務者　辻　　幸代
1　決定年月日時　平成28年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月19日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５号
山口県岩国市御庄2545番地１
債務者　佐伯　雅規
1　決定年月日時　平成28年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１３号
岩手県一関市字要害12番地２　コーポアズマ要害館１―101
債務者　佐藤　和幸
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第６０号
函館市桔梗１丁目15番５号
債務者　小木恵津子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０号
愛知県豊田市栄生町４丁目16番地２　サンシティ栄生Ｄ―204号室
債務者　平野　裕子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保845番地24
債務者　新名　照子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４８号
埼玉県日高市大字原宿508番地８
債務者　遠藤　里恵
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３１号
新潟県長岡市西川口1692番地１
債務者　丸山　敦志
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目６番306号
債務者　小菅　武雄
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部